

1 一般社団法人 埼玉県弓道連盟 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人埼玉県弓道連盟と称する。

第2条（主たる事務所）

当法人は主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

第3条（目的）

当法人は、弓道の普及振興により国民体力の向上とスポーツ精神の涵養を図ると共に、会員相互の親睦を厚くし、以て社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及振興に関する事業
- (2) 弓道競技力の向上事業
- (3) 弓道指導者の育成事業
- (4) 公益財団法人全日本弓道連盟主催の各種審査会の運営
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第5条（加盟義務）

当法人は、埼玉県内の弓道界を統括する団体として、公益財団法人全日本弓道連盟及び公益財団法人埼玉県スポーツ協会に加盟する。

第6条（公告の方法）

当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第7条（機関）

当法人は当法人の機関として、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

- 2 当法人は、代議員制を採用し、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の「社員」とし、代議員会をもって一般法人法上の「社員総会」とする。

第2章 社員及び会員等

第8条（社員の資格）

当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選挙により選出された者。
- (2) 会員 当法人が定める年会費等を納入し、理事会において登録が認められた者。

#### 第9条（代議員の職務）

代議員は、代議員会を組織して、一般法人法及び本定款に定める事項を行う。

#### 第10条（代議員の選出）

代議員は、当法人に所属する会員の中から支部ごとの選挙により選出する。

- 2 前項の選挙においては、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 3 代議員選挙は2年に一度、1月1日から4月末日までの間に実施するものとする。
- 4 代議員選挙を行うための細則は理事会において定める。

#### 第11条（代議員の任期）

代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会終結の時までとする。ただし任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が代議員会決議取り消しの訴え（一般法人法第226条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員等の解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権は有しないものとする。
- 3 代議員は再選を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選出された代議員の任期は他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

#### 第12条（補欠代議員の選出）

代議員が欠けた場合又は、代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときには、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

#### 第13条（退社）

代議員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 代議員本人の退社の申し出

ただし、退社の申し出は1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときには、いつでも退社することができる。

(2) 死亡

(3) 総社員（総代議員）の同意

(4) 除名

#### 第14条（代議員の除名）

当法人は、代議員が次のいずれかに該当する場合には代議員会の決議によって除名することができる。この場合には一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に違反する行為があつたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### 第15条（会員の権利）

社員でない会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧など）

(5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

#### 第16条（会員の退会）

会員はいつでも退会することができる。ただし、退会は原則1か月前までに

当法人に予告するものとする。

#### 第17条（会員の除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合には代議員会の決議によって除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### 第18条（会員資格の喪失）

前2条のほか、会員は次のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき

### 第3章 代議員会

#### 第19条（種類）

当法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

#### 第20条（構成）

代議員会は、代議員をもって構成する。

2 代議員会における議決権は代議員1名につき1個とする。

#### 第21条（権限）

代議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 代議員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 各事業年度の決算報告の承認
- (6) 各事業年度の事業報告の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において代議員会に付議した事項
- (10) 前項に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### 第22条（開催）

定時代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時代議員会は、必要がある場合に随時開催する。

#### 第23条（招集）

代議員会は理事会の議決に基づき会長が招集する。招集通知は代議員が所属する支部を通して発する。

#### 第24条（議長）

代議員会の議長は会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、副会長のうち1名が代議員会の承認を受けてこれにあたる。

#### 第25条（決議）

代議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は代議員の半数以上であって、全代議員の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 代議員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の解散

3 理事または監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

4 理事または監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第26条（代理）

代議員会に出席できない代議員は、他の代議員1名を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該代議員は代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

#### 第27条（決議、報告の省略）

理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対して代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を代議員会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の代議員会への報告があったものとみなす。

#### 第28条（議事録）

代議員会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。議事録は議長及び出席者2名以上の議事録署名人が署名又は記名捺印する。

### 第4章 理事、監事及び代表理事

## 第29条（役員の設定等）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事34名以上40名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって一般社団法人上の代表理事とする。また4名以内を副会長とすることができる。
  - 3 業務執行理事として、会長及び副会長の他に、理事のうち7名以上12名以内を理事会で選定する。そのうちの1名を専務理事、1名を事務局長、1名を事務局次長、10名以内を常務理事とすることができる。

## 第30条（理事及び監事の資格）

理事及び監事は当法人の会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員会の決議により、当法人の理事及び監事を会員以外の者から選任することができる。

## 第31条（選任等）

理事及び監事は代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、事務局長、事務局次長、常務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は当法人の理事を兼ねることができない。

## 第32条（理事の職務権限）

会長は当法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 専務理事は当法人の業務を執行する。
- 4 事務局長、事務局次長は専務理事の業務を補佐する。
- 5 常務理事は当法人の業務を分担執行する。

## 第33条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。また、当法人の財務の状況の監査を行い、会計監査報告を作成する。

- 2 監事は上記権限の行使にあたり、理事に対し事業及び会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監査に関する規程は別に定める。

## 第34条（理事及び監事の任期）

理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した理事

又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事及び監事の定年制については別に定める。

### 第35条（解任）

理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

### 第36条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することが出来る。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額を上限とする。

## 第5章 理事会

### 第37条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第38条（権限）

理事会はこの定款に別に定める事項のほか、以下の職務を行う。

- (1) 代議員会の日時及び場所、ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行に関する決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び業務執行理事の選任及び解任

### 第39条（種類及び開催）

理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は年4回以上開催する。

3 臨時理事会は会長が必要と認めたとき、随時開催する。

4 会長が必要と認めたときは業務執行理事会を開催することができる。業務執行理事会に関する事項は別に定める。

### 第40条（招集）

理事会は会長が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### 第41条（議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### 第42条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

#### 第43条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

#### 第44条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は記名押印する。

### 第6章 専門委員会等

#### 第45条（設置）

当法人は、諸事業遂行のため以下の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 国体選手強化委員会
- (5) 審査委員会
- (6) 女子部

2 専門委員会に関する諸規程は理事会で定める。

3 理事会の決議により、上記専門委員会以外の委員会を設けることができる。

#### 第46条（委員長、副委員長、専門委員）

専門委員会委員長、同副委員長、同専門委員は、会長が委嘱する。

#### 第47条（任期）

専門委員会委員長、同副委員長、同専門委員の任期は2年とする。

2 補欠により就任した委員長、副委員長、専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 専門委員会委員長、同副委員長、同専門委員の定年制については別に定める。

4 専門委員会に関する諸規程は理事会で定める。

### 第7章 支部

#### 第48条（設置）

当法人の地域を7区に分けて支部を置く。

- 2 支部の地区構成は理事会において決定し、それぞれに支部長を置く。
- 3 支部単位で行う事業は支部が主催して行う。

## 第8章 事業計画及び会計

### 第49条（事業年度）

当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第50条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算に関する書類は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 第51条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、下記の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て代議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (5) 財産目録

### 第52条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更及び解散

### 第53条（定款の変更）

この定款は代議員会の決議によって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

### 第54条（解散）

当法人は、代議員会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

### 第55条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益認定法第5条第1項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的を有する公益団体に寄付するものとする。

## 第10章 顧問等

## 第56条（顧問等）

当法人には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与は、理事会における推薦と代議員会の議決を経て就任する。
- 3 名誉会長、顧問、参与の推薦基準は理事会においてこれを定める。
- 4 名誉会長は、代議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができるが、議決権は持たない。
- 5 顧問、参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第11章 賞罰

### 第57条（賞罰）

当法人の会員にして、当法人の発展に大きく寄与し、または当法人の名誉を高めた者には、理事会の決議により特別の表彰を行うことができる。

- 2 当法人の会員にして、当法人の会員としてふさわしくない行為があった場合には、別に定める倫理規程、懲戒規程により処分を行うことができる。
- 3 倫理規程、懲戒規程は理事会において定める。

## 第12章 附則

### 第58条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

### 第59条（設立時社員）

当法人の設立時社員は以下の通りとする。

設立時社員

氏名 本橋 民夫 （注：住所は記載しない）

設立時社員

氏名 飯島 千代子 （注：住所は記載しない）

設立時社員

氏名 浅野 光子 （注：住所は記載しない）

設立時社員

氏名 古泉 利昭 （注：住所は記載しない）

設立時社員

氏名 平野 博幸 （注：住所は記載しない）

### 第60条（設立時役員）

当法人の設立時役員は、第29条の規程にかかわらず以下の通りとする。

設立時理事

氏名 本橋 民夫 (注：住所は記載しない)  
設立時理事

氏名 飯島 千代子 (注：住所は記載しない)  
設立時理事

氏名 浅野 光子 (注：住所は記載しない)  
設立時理事

氏名 古泉 利昭 (注：住所は記載しない)  
設立時理事

氏名 平野 博幸 (注：住所は記載しない)  
設立時代表理事

氏名 本橋 民夫 (注：住所は記載しない)  
設立時監事

氏名 廣松 弘 (注：住所は記載しない)  
設立時監事

氏名 大上 直美 (注：住所は記載しない)  
第61条(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県弓道連盟を設立のため、設立時社員本橋民夫ほか4名の定款作成代理人である司法書士若山 信幸は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年1月5日

設立時社員 本橋民夫 (注：住所は記載しない) (押印)

設立時社員 飯島千代子 (注：住所は記載しない) (押印)

設立時社員 浅野光子 (注：住所は記載しない) (押印)

設立時社員 古泉利昭 (注：住所は記載しない) (押印)

設立時社員 平野博幸 (注：住所は記載しない) (押印)

上記設立時社員5名の定款作成代理人

司法書士 若山信幸 (注：住所は記載しない)